

高山村小規模土地改良事業補助金について

本村では、団体営土地改良事業の参画が比較的難しい地域や土地改良区画基準に満たない小区画農用地（おおよそ10a未満）を対象として、区画の造成、畦畔の整備、暗渠排水、用排水等の整備に対して補助金を交付しています。また、耕作者が土地所有者から賃借権等を受け、耕作放棄地を解消し、再生利用を行う場合にも補助金を交付しています。（再生利用を行う年から5年以上の利用が見込まれる場合のみ。）
補助金の対象外となってしまう場合もありますが、個人的に事業を計画している方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

（補助金の限度額及び補助率）

- ① 1事業につき最低限度額 25,000円
- ② " 最高限度額 250,000円
- ③ 1農家あたりの補助金限度額 500,000円
- ④ 耕作放棄地解消補助金限度額 50,000円（1アールあたり5,000円）

※補助金限度額は、事業費の1/2以内とし、事業費が50万円以上であっても25万円が限度です。
数回この補助金を利用する場合で補助を受けることのできる1農家（1世帯）の限度額は50万円までです。
ただし、耕作放棄地解消事業については1農家（1世帯）あたりの限度額はありません。

例) Aさんは、農地の傾斜があるため1筆30aの水田を6枚にわけて耕作していました。
最近、村の補助制度を知り、補助金を受けて農地統合をすることに決めました。

- ① まずは、役場農政課と事前相談しましょう。
- ② 業者への見積依頼 → 実施計画（30aの水田を2枚に統合したい。）
- ③ 見積の結果 → 農地統合80万円、暗渠排水10万円（15aを2枚+暗渠排水（湧水処理））
- ④ 申請書の提出 → 交付申請 → 交付決定 → 事業の着手 → 実績報告の提出
- ⑤ 補助金決定 → 1事業90万円 → 限度額25万円の決定 → 指定口座へ振込

（注意事項）対象外になってしまう場合など

- ① 今までに国県及び村等の補助を受けて土地改良事業が実施された農用地（暗渠排水工・用排水工については、この限りではありません。）
- ② 個人で大型重機等を利用した場合の土地改良事業
- ③ 造成等において、公共物件等がかかる場合の全ての経費（測量及び換地等）については、申請者の負担となります。
- ④ 事業承認前に着手した場合は、補助金を受けられません。
- ⑤ 工事完了後3カ年間は農地転用はできません。
- ⑥ 土地所有者自ら耕作放棄した農地を解消する場合。

高山村役場農政課 ☎63-2111（内線41）

雪のシーズンに入り 除雪作業のご理解とご協力をよろしくお願いいたします

雪の季節となり、県並びに村が管理している国道、県道、村道の除雪作業は、10cmの積雪または積雪が予想されるときに作業を開始をしますが、その多くは夜間から早朝に行います。路上駐車等除雪の妨げになる行為は危険を伴うことがありますのでご注意願います。また、凍結が予想されるときに主要幹線道路では凍結防止剤を散布いたしますが、凍結が全てなくなる

わけではありません。スリップ事故防止のためスピードを控え、安全運転をお願いします。

問い合わせ先

国・県道 中之条土木事務所 ☎75-3047
村道 高山村農政課 ☎63-2111

給食センター臨時職員募集について

- 給食センターでは、下記により臨時職員を募集します。
- 募集人員 若干名
 - 職種 調理員
 - 資格 普通運転免許
 - 募集要件 村内に住所を有し、年齢50歳以下で、午前8時30分から午後12時30分の時間で働ける者

- 面接 後日連絡します
 - 申込受付期間等 希望者は、平成25年1月31日までに履歴書を教育委員会へ提出して下さい。
- ※詳細の問い合わせにつきましては、給食センターへお問い合わせください。（☎63-2811）

高山村保育所入所児募集及び学童保育等対策事業利用希望者について

保育所入所児募集

平成25年度保育所入所希望を平成25年1月5日より平成25年1月31日まで募集します。
希望される方は、「保育所入所申込書」に必要事項を記入の上、平成23年分の課税証明書を添えて高山村保育所又は高山村役場住民課に提出してください。なお、申込用紙は高山村保育所・高山村役場住民課に置いてあります。（課税証明書（両親のもの）は役場税務課に申請・交付）

☆申込締切 平成25年1月31日（木）

☆入所対象者保育時間

- 生後8カ月～2歳児（幼稚園就園前）
午前8時～午後6時まで（早朝7:30～、延長18:30まで…早朝・延長は申請が必要です。）
- 幼稚園児（3歳児～5歳児）
幼稚園降園後～午後6時まで（早朝7:30～、延長18:30まで…早朝・延長は申請が必要です。）
幼稚園の長期休業日・振替休業日（8:00～18:00）など申請が必要です。（弁当持参、但し土曜は除く）

☆保育料 所得に応じた保育料となります。詳しく知りたい方は、説明会にお越しください。

☆給食費 1カ月3,000円

☆送迎 保護者が行う。

☆開所日 月曜日～土曜日、(但し、都合により休所日あり。)

☆休所日 日曜日、祝日、12/29～1/3

☆入所説明会 平成25年1月31日までに申込書を提出していただいた方で、今回初めて入所を希望される方には、後日説明会のご案内をいたします。

☆入所期間 平成25年4月1日～26年3月31日（一年ごとに更新します。）

学童保育等対策事業利用希望者について

平成25年度学童保育等対策事業利用を希望される方は、「高山村学童保育等対策事業利用申込書」に必要事項を記入の上高山村保育所又は役場住民課に提出してください。なお、申込用紙は高山村保育所・高山村役場住民課に置いてあります。

○対象者 高山小学校1年生～3年生

○学童保育時間 小学校下校時～午後6時まで

※学校休業日は弁当を持参

※午後3時のおやつは、児童館にて用意する。（おやつ代は月額500円保護者負担）

○送迎 保護者が行う

○開館日 月曜日～土曜日（但し、保育所の休所日は児童館も休みです。）

○利用期間 平成25年4月1日～26年3月31日

※学童保育について詳しく知りたい方は、児童館または保育所にお越しください。

優良自動車運転者表彰 受賞者募集 ～H25年度の表彰会場は高山村になります～

吾妻交通安全協会の会員の方で、次の要件に該当する方は、優良自動車運転者表彰を受けられますので、応募してください。

無事故・無違反証明書申請費用は吾妻交通安全協会が負担します。役場総務課にて申請手続きをお願いします。

尚、表彰該当者は春の全国交通安全運動期間中の表彰式で表彰されます。

共通要件

- ・運転免許を有していること。
- ・県内の交通安全協会の会員であること。
- ・過去に同種の表彰を受けていないこと。
- ・交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外される事があります。

表彰種別	授与者	無事故無違反の期間 (原動機付自転車を含む)	表彰歴等
銅章	警察署長 地区交通安全協会長	5年以上	—
銀章	県警察本部長 県交通安全協会理事長	10年以上	地区表彰(銅賞)を受けていること。
金章	〃	15年以上	県表彰(銀賞)又は昭和55年以前に銀賞と同等の表彰を受けていること。
金冠銀章	〃	20年以上	県表彰(金賞)を受けていること。
金冠金章	〃	30年以上	県表彰(金冠銀賞)を受けていること。
旭日金冠章	〃	40年以上	県表彰(金冠金章)を受けていること。

申告に必要な物 ・印鑑 ・免許証 ・安全協会会員証
募集期間 平成25年1月10日(木)まで



善意に感謝
いたします
吾妻東部地区赤十字有功会様より寄付を頂きました。
赤十字有功会とは、赤十字の国際性と人道的使命に共鳴され、日本赤十字社高野社員「有功章受賞者」の有志の方々により組織され、赤十字社の支援団体として活動されています。
この程、図書整備に充ててほしいと寄付を頂きました。感謝申し上げますと共に、活用をさせて頂きました。

納税等 ★印が1月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	★	★		★	★	★	★
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●

人口と世帯数 (12月1日現在)

人口	3,981人 (-2)
男	1,936人 (-3)
女	2,045人 (+1)
世帯数	1,327世帯(-1)

※()内は、前月との比較

税金は 社会を支える あなたの会費

農業に使用する軽油は課税が免除されます

対象となる軽油

農業を営む人が使用する農業用機械で田畑等で農作業を行うために使用する軽油。

手続き

- 1 「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行い、交付を受ける。
※「耕作証明書」や申請機械の確認書類などの添付が必要です。
- 2 「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する。

3 使用後に数量などを報告する。

申請期間 平成25年2月1日(金)から平成25年2月20日(水)まで

申請先 吾妻県税事務所(中之条町大字中之条町664 中之条合同庁舎内)

問い合わせ先

吾妻県税事務所 (☎0279-75-3300)
吾妻農業事務所 (☎0279-75-2311)

暴力団追放「三ない運動」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いを見ると、トコトン食い付き離れません。

暴力団を「恐れない」

恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」

金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかき回っているカネのための集団です。

暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。

暴力団による、村民みなさん及び事業者への不当な行為を防止し、暴力団の排除に関する基本的な施策等を定め、村及び村民みなさん等が安全に安心して暮らせる社会を確保し、本村における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に「高山村暴力団排除条例」が施行されます。
この条例は47都道府県が制定し、都道府県条例でカバー出来ない部分を全国すべての市町村が条例を制定し補うものです。

高山村暴力団排除条例が平成25年4月1日から施行となります